

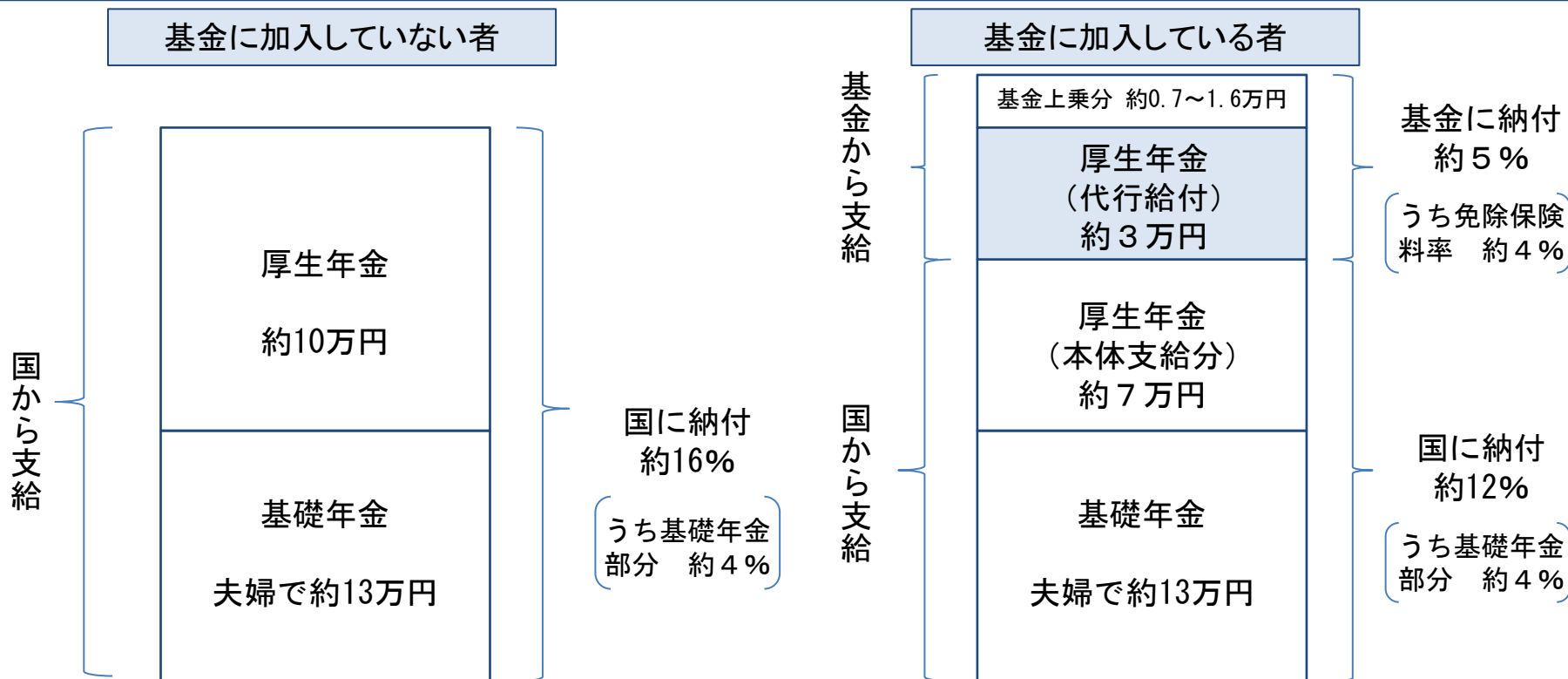
これまでの専門委員会における議論及び ヒアリングにおける指摘等に関する資料

1. 代行制度の仕組みに関する資料	2
2. 代行制度に関する論文等	13
3. 代行割れのリスクに関する資料	16
4. 厚生年金基金の積立状況（精緻化後）	20
5. 財政基準・財政状況に関する資料	25
6. 上乘せ給付の受給権に関する資料	30
7. 企業年金の資産規模に関する資料	36
8. 小規模の企業年金に関する資料	39

1. 代行制度の仕組みに関する資料

厚生年金基金の代行制度の仕組み

- 公的年金（厚生年金）の一部を国に代わり基金が運営（給付、保険料徴収、運用）する仕組み。基金に加入している企業は、厚生年金保険料の一部（免除保険料）を国ではなく、基金に納付（代行給付の財源）。
- 免除保険料率は平成7年度までは全基金一律に設定。代行給付に必要な保険料率（代行コスト）が低い基金は代行メリットを享受。平成8年度以降は基金ごとに代行給付に必要な保険料率を算定し設定する方法に変更。



※ 数値はモデル例（金額は年金月額）。

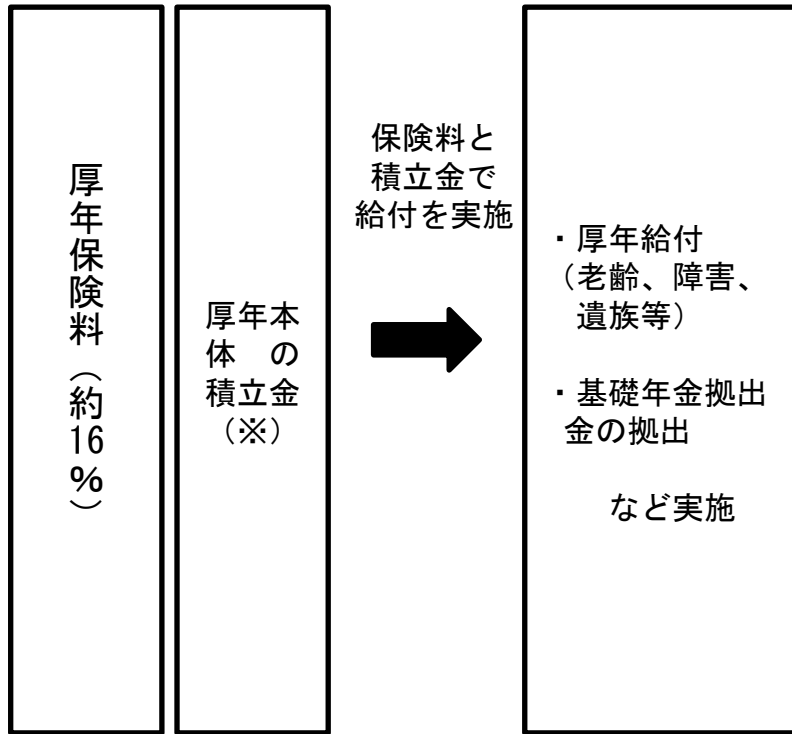
基金上乘分（＝3階部分）の平均月額額は約0.7万円であり、全額一時金選択者（近年では新規裁定者でみて約半数）を除いた平均月額額は約1.6万円（平成22年度）。

（参考）国への納付分（約12%）
＋免除保険料率（約4%）
＝約16%

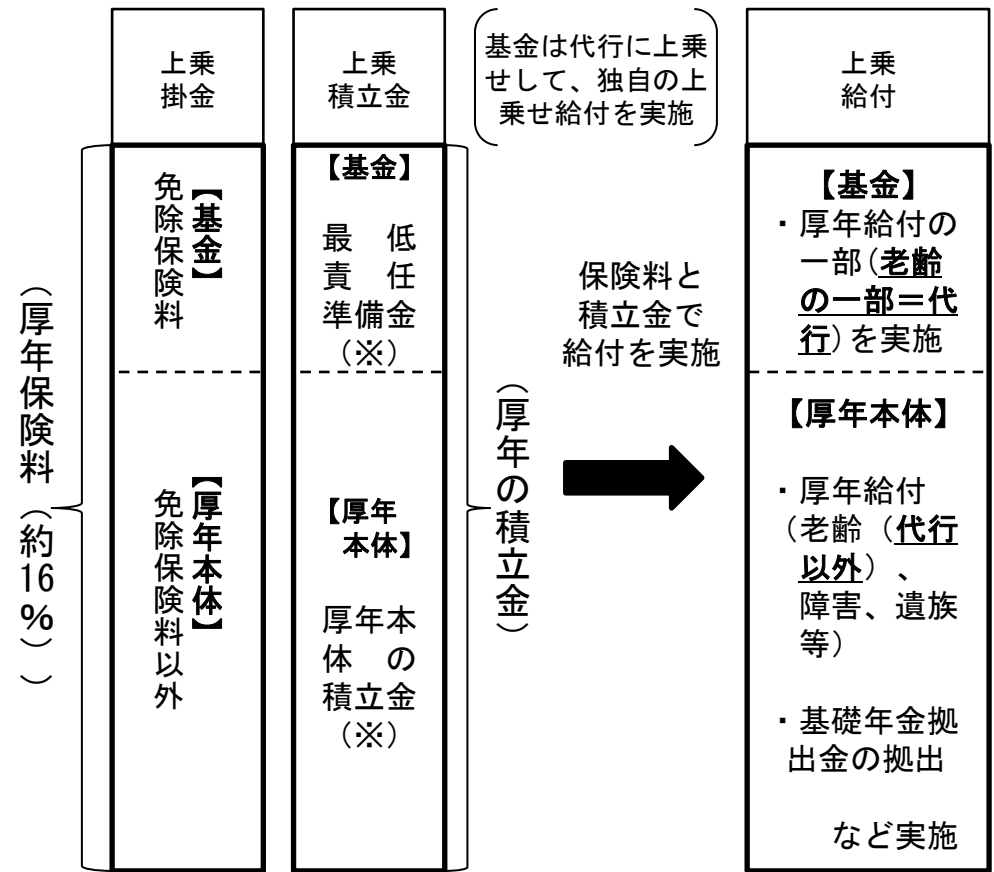
厚生年金本体と厚生年金基金の関係

- 厚生年金基金は、厚生年金本体から、厚生年金保険料の一部（免除保険料）を預かり、代行給付を実施。
- 厚生年金本体から預った保険料に基づく最低責任準備金は、厚生年金の積立金の一部であり、解散や代行返上の際には最終的に国に返還すべきものである。したがって、「代行割れ状態」とは、「厚生年金の積立金を毀損する可能性がある状態」ということである。

基金非加入者



基金加入者



※ いずれも厚年保険料に基づく厚生年金の積立金。厚年本体の実績利回りで付利されるもの。

代行制度の経緯

免除保険料率の個別化
(代行部分の中立化の第一歩)

凍結
(代行部分の暫定的中立化)

凍結解除
(代行部分の完全中立化)

	～平成8年3月	平成8年4月～平成11年9月	平成11年10月～平成17年3月	平成17年4月～
免除保険料率	<ul style="list-style-type: none"> ○全基金一律に設定 ・ 予定利率5.5% ・ 設定時の厚生年金本体の予定死亡率で計算 	<ul style="list-style-type: none"> ○基金ごとに算定・設定 ・ 予定利率5.5% ・ 設定時の厚生年金本体の予定死亡率で計算 	○同左 【凍結】	<ul style="list-style-type: none"> ○基金ごとに算定・設定 ・ 予定利率は、厚生年金の財政検証に用いた長期の予定運用利回り(注)【凍結解除】 ・ 設定時の厚生年金本体の予定死亡率で計算
最低責任準備金	<ul style="list-style-type: none"> ○将来法で計算 ※代行給付(受給者等及び加入者の過去の加入期間分)の現価 ・ 予定利率5.5% ・ 計算時点の厚生年金本体の予定死亡率 	○同左	<ul style="list-style-type: none"> ○過去法で計算 【凍結】 ※平成11年9月末の最低責任準備金に、代行部分に係る収支を加え、厚年本体の実績利回りで付利して算出 ※代行給付の現価との間に乖離が生じ得るという問題 	○同左。ただし、給付現価負担金が交付された場合は最低責任準備金に算入【凍結解除】
給付現価負担金	—	—	—	○最低責任準備金と代行給付の現価(過去期間代行給付現価)との乖離を給付現価負担金として厚生年金本体から措置
損益等	<ul style="list-style-type: none"> ○免除保険料率と代行コストとの差 ○5.5%との運用差益 ○死差損(長寿リスク) 	<ul style="list-style-type: none"> ○5.5%との運用差損益 ○死差損(長寿リスク) 	○厚生年金本体の運用実績との運用差損益(※予定利率や死亡率に係る損益は生じなくなった)	○同左
その他	(H8'末) ○基金数 1,883	(H11'末) ○基金数 1,835 うち代行割れ 9 (うち既解散 4)	(H16'末) ○基金数 838 うち代行割れ 175	(H23'末) ○基金数 577 うち代行割れ 287

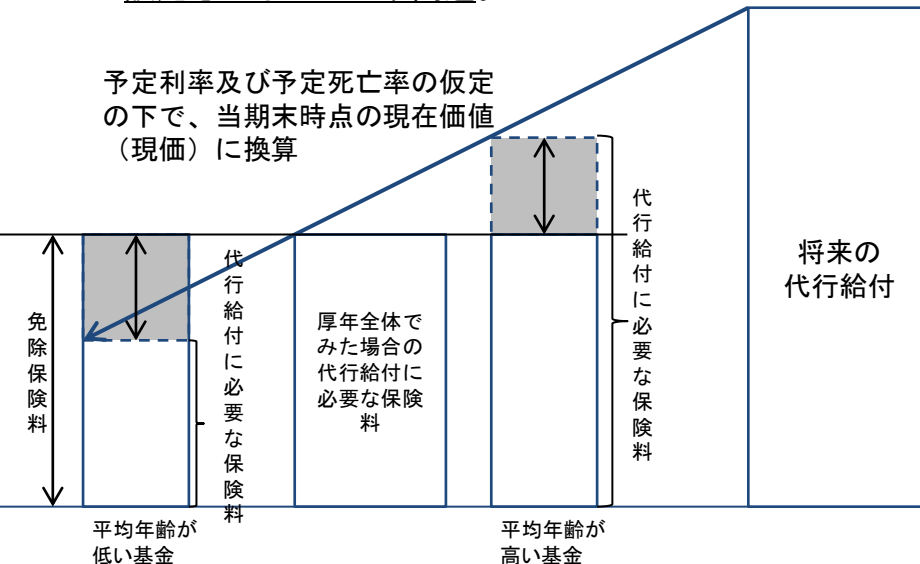
(注) 直近の財政検証(平成21年)で用いられた予定運用利回りは4.1%であるが、免除保険料率は経過的に予定利率3.2%(平成16年財政再計算時の予定運用利回り)で計算したものに据え置いている。

免除保険料

- 免除保険料とは、厚生年金本体に納付すべき厚生年金保険料のうち、代行部分の給付に充てるため、厚生年金基金に納付するもの。
- 免除保険料の考え方は平成8年4月を境に大きく変化。現在の免除保険料は、基金別に算定されたものであり、免除保険料率の設定自体による損得は生じないものとなった。

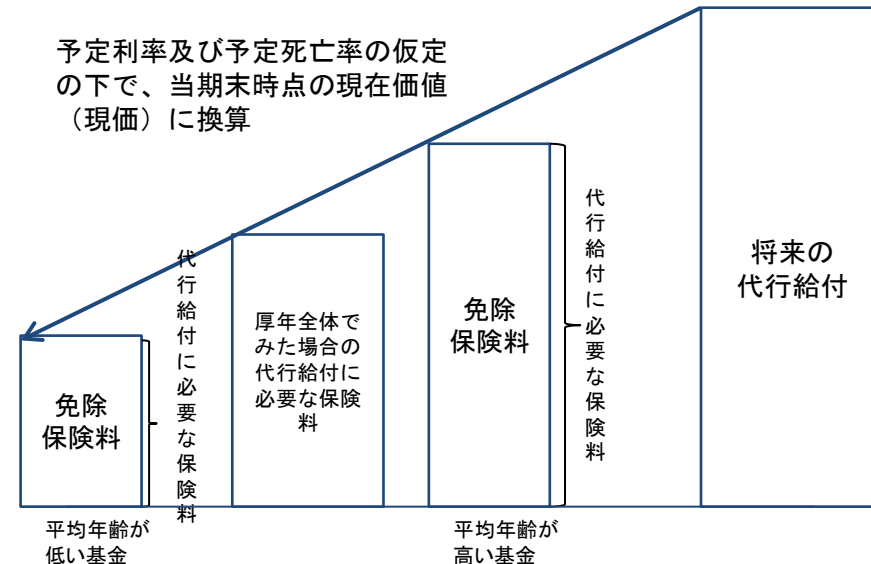
～平成8年3月 全基金一律に免除保険料率を設定

- ◇ 厚生年金全体でみた代行のコストを算定し、一律に免除保険料率を設定。
- ◇ 予定利率は5.5%、予定死亡率は設定時点における仮定が用いられていた。
- ◇ 平均年齢が低い基金では、免除保険料率より低い保険料率で代行給付をまかなうことができる一方、平均年齢が高い基金では、代行給付に見合う免除保険料が設定されないという問題。



平成8年4月～ 基金ごとに免除保険料率を設定

- ◇ 厚生年金基金別に代行のコストを算定し、基金ごとに免除保険料率を設定。
- ◇ 予定利率は厚生年金本体の財政再計算（財政検証）の長期運用利回り、予定死亡率は設定時点における仮定が用いられている。
- ◇ 免除保険料率の設定自体による損得は生じないものとなった（代行部分の中立化の第一歩）。

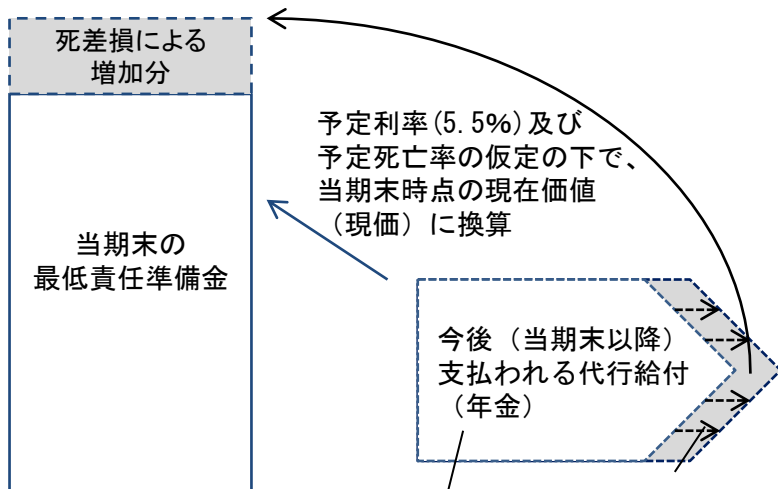


最低責任準備金

- 最低責任準備金とは、基金が解散するときに、国に返還しなければならない積立金の額。
代行部分の給付義務は最終的には国に引き継がれる。
- 最低責任準備金の考え方・計算方法は平成11年10月を境に大きく変化。
現在、基金が積み立てている最低責任準備金は、将来の給付とはリンクしない国からの預かり金としての性格が強まっている。

～平成11年9月 将来法(過去期間代行給付現価)

- ◇ 受給者等及び加入者のこれまでの加入期間に見合う代行給付を賄うために必要な積立金の額に相当。
- ◇ 予定利率は5.5%、予定死亡率は計算時点における仮定が用いられていた(現価率は厚生大臣が告示)
- ◇ 平均余命の延びに応じて死差損が生じるが、予定利率を上回る運用利回り(利差益)によりこれを補うことができていた。

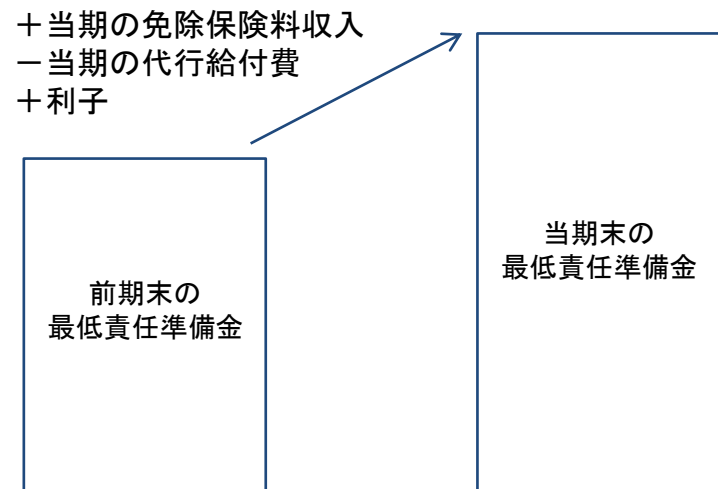


※ 受給者等及び加入者の過去の加入期間分

※ 平均余命の延びによる死差損

平成11年10月～ 過去法(元利計算方式)

- ◇ 仮に代行が行われていなかったとした場合に厚生年金本体に積み立てられていた額に相当。
- ◇ 免除保険料から代行給付費を差し引いた残りに付利したもの。国から基金が預かった預り金の性格。



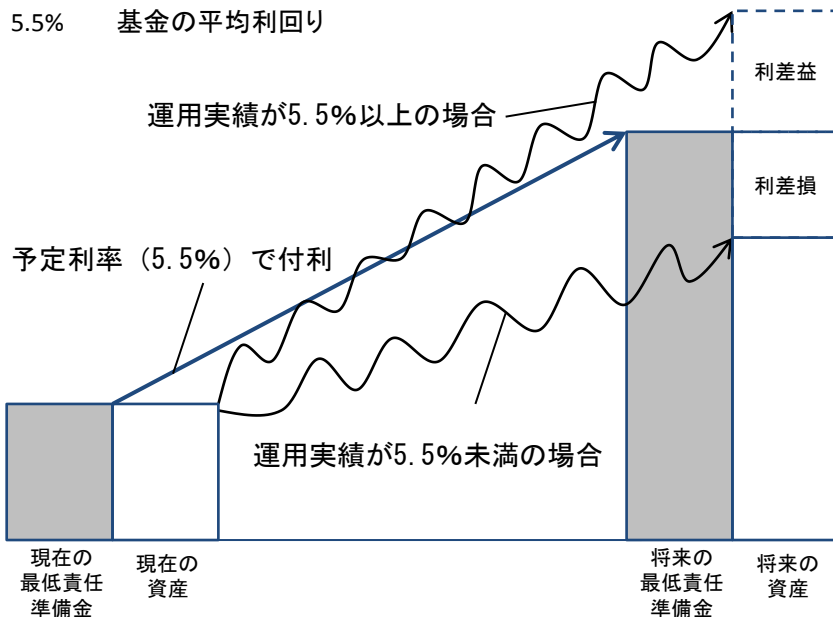
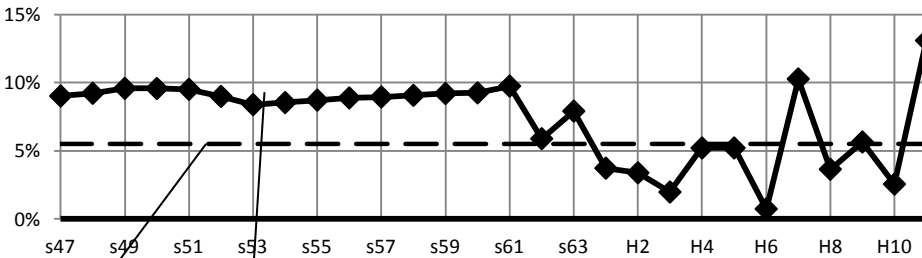
※ 免除保険料のほか代行部分に係る給付現価負担金も算入。
※ 死差損は発生しない。

利 差 損 益

○ 最低責任準備金の計算方法の変更により、利差損益が生じる要因は平成11年10月を境に大きく変化。現在の利差損益は、厚生年金本体の運用利回りの実績との差により生じる。

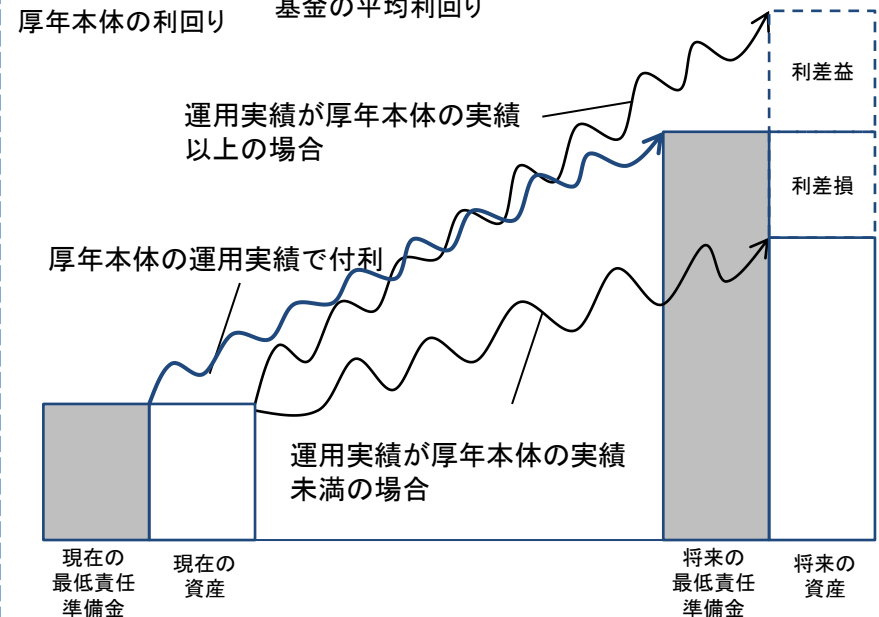
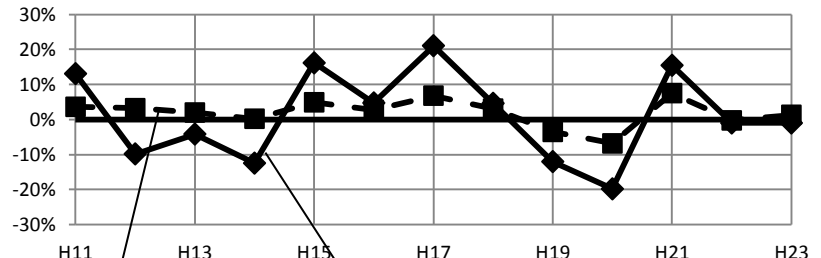
～平成11年9月
5.5%との差が利差損益

◇ 代行部分の予定利率の5.5%と基金の運用利回りの実績との差が利差損益。



平成11年10月～
厚年本体の運用実績との差が利差損益

◇ 厚生年金本体の運用利回りの実績と基金の運用利回りの実績との差が利差損益。



(参考) 代行のリスクについての指摘

- 代行部分を持つことでレバレッジ効果が生じ、運用利回りが良い場合には独自の資産額が少なくても多額の運用益を得ることができる一方、資産運用が悪い場合は運用損が大きくなる。

＜ある年度の初め＞

厚生年金基金の財務構成例

国(厚年本体)からの預かり金

資産100億円	債務100億円
上乗せ給付資産 (20億円)	上乗せ給付債務 (20億円)
代行資産 (80億円) (レバレッジ)	代行債務 最低責任準備金 (80億円)

＜年度末の状況＞

資産運用が良かった場合(+20%)

・代行部分があることで上乗せ部分の資産を大きく増やすことができる可能性。

資産120億円	債務103億円
上乗せ給付資産 (38億円)	上乗せ給付債務 (21億円)
代行資産 (82億円) (レバレッジ)	代行債務 最低責任準備金 (82億円)

(剰余17億円)

資産運用が悪かった場合(Δ20%)

・代行部分があることで上乗せ部分の資産を損なう可能性。

資産80億円	債務103億円
代行資産 (80億円)	上乗せ給付債務 (21億円)
代行債務 最低責任準備金 (82億円)	

(積立不足23億円)

(代行資産がなかったとした場合)

上乗せ給付資産 (20億円)	上乗せ給付債務 (20億円)
-------------------	-------------------

上乗せ給付資産 (24億円)	上乗せ給付債務 (21億円)
-------------------	-------------------

(剰余3億円)

上乗せ給付資産 (16億円)	上乗せ給付債務 (21億円)
-------------------	-------------------

(積立不足5億円)

※ 上記の上段は、独自資産たる上乗せ給付資産20億円、国から預かった代行資産80億円(運用資産合計100億円、レバレッジ5倍)の厚生年金基金、下段は代行部分は国から支給され、上乗せ部分のみの確定給付企業年金の例。なお、最低責任準備金の増加率年率2%、上乗せ給付債務の増加率年率4%と仮定した場合。

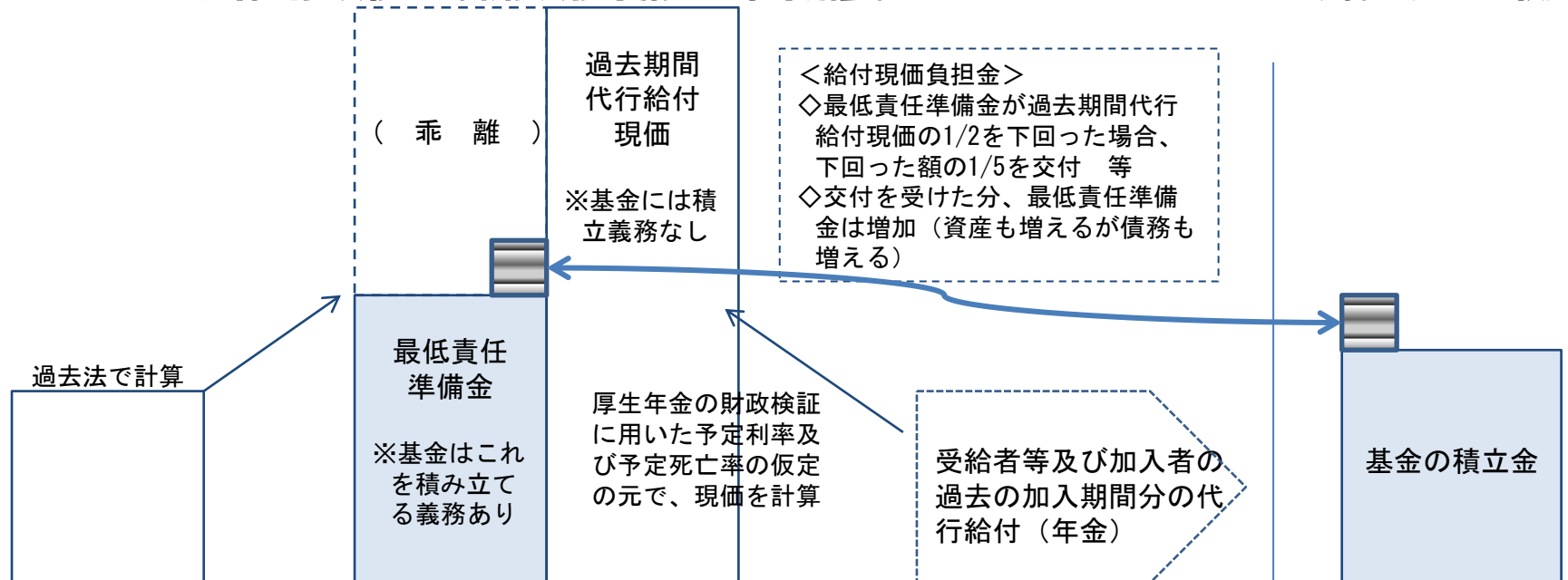
[週間社会保障No. 2685[2012. 7. 9]厚生年金基金制度の問題点と今後の方向(佐藤文友)を参考に一部数値を変更して作成]

給付現価負担金

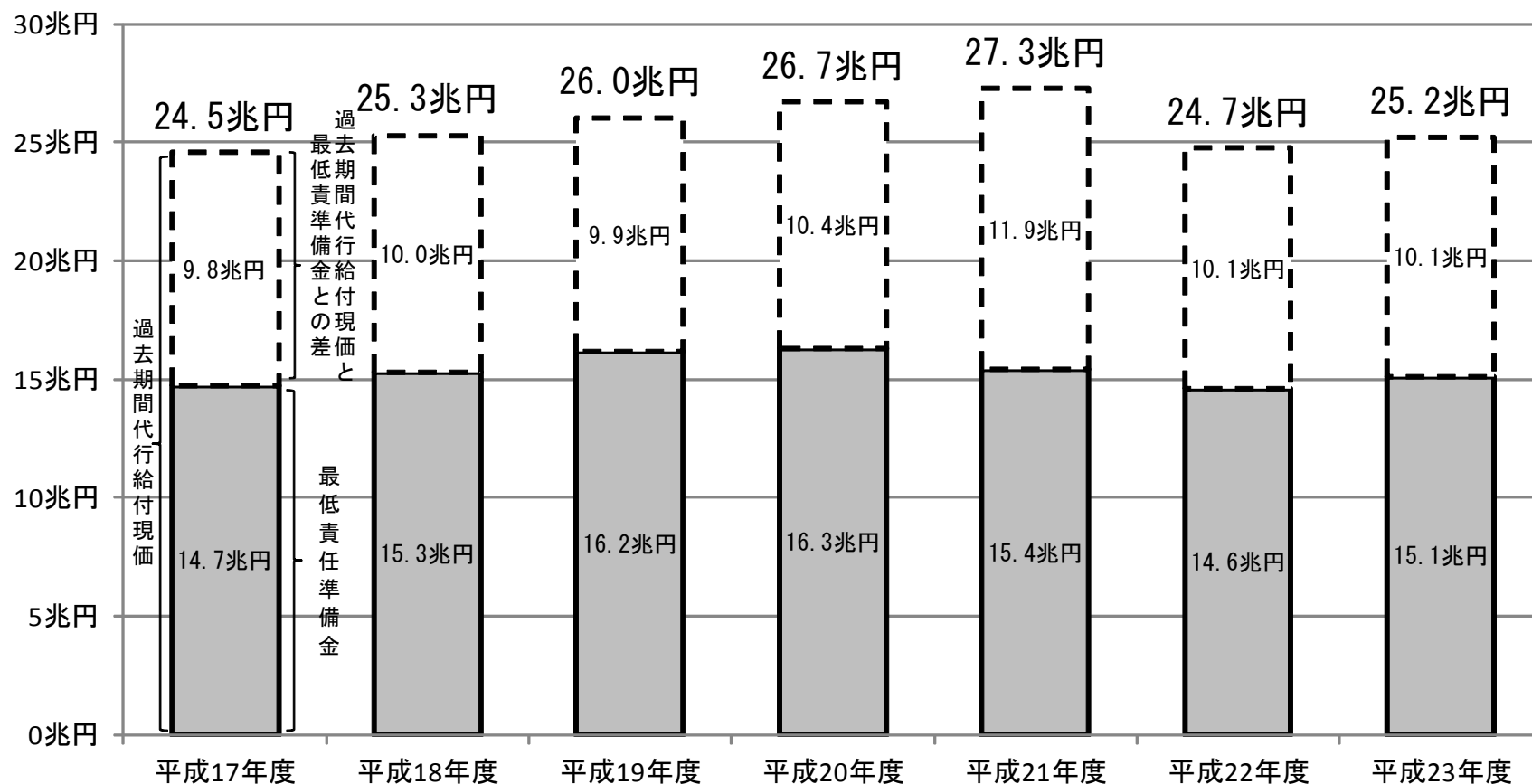
- 最低責任準備金の計算方法が過去法となったことで、最低責任準備金と一定の前提で計算した場合の代行給付の現価（過去期間代行給付）との間に乖離が生じる場合があるので、その乖離を調整するために、平成17年度から、給付現価負担金の仕組みを導入（平成16年改正）。
- 給付現価負担金は、厚年本体及び基金の双方にとって財政的には中立。したがって、厚年本体の財政は給付現価負担金の交付により毀損されることはなく、逆に、基金にとっても交付された負担金は、解散時には国に返還しなければならないので、積立不足額自体は変化しない。
- 一方、資産運用面で見ると、現在キャッシュアウト局面にある厚年本体にとっては、給付現価負担金の交付の時期や金額によっては、運用資金が制約を受けることになり、交付を受けた基金においては、厚生年金本体を超える運用益が得られないと、レバレッジ効果がマイナスに作用することにより、積立不足はむしろ拡大する恐れがある。

<給付現価負担金（最低責任準備金の水準調整）>

<実際の基金の積立金>



過去期間代行給付現価の推移（平成23年度末に現存している577基金の状況）



区分	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
過去期間代行給付現価	24.5兆円	25.3兆円	26.0兆円	26.7兆円	27.3兆円	24.7兆円	25.2兆円
最低責任準備金	14.7兆円	15.3兆円	16.2兆円	16.3兆円	15.4兆円	14.6兆円	15.1兆円
過去期間代行給付現価と最低責任準備金との差	9.8兆円	10.0兆円	9.9兆円	10.4兆円	11.9兆円	10.1兆円	10.1兆円

※ 厚生労働省調べ

給付現価負担金の交付実績

交付年度	実績額
平成18年度交付 (平成17年度決算に基づく申請)	8050万円(1基金)
平成19年度交付 (平成18年度決算に基づく申請)	4490万円(1基金)
平成20年度交付 (平成19年度決算に基づく申請)	交付実績なし
平成21年度交付 (平成20年度決算に基づく申請)	3300万円(2基金)
平成22年度交付 (平成21年度決算に基づく申請)	6億9460万円(7基金)
平成23年度交付 (平成22年度決算に基づく申請)	6億5390万円(9基金)

2. 代行制度に関する論文等

代行制度に関する論文等 ①

- この資料は、社会保障審議会年金部会厚生年金基金制度に関する専門委員会の求めに応じ、事務局において代行部分に関する論文等の検索を行い、とりまとめたものである。
- 代行部分の持続可能性に関する定量的な分析を行ったものを検索することが困難であったため、それに代わるものとして、専門家による代行制度に関する客観的な分析・指摘と考えられるものを取りまとめた資料とした。「厚生年金基金制度の見直しについて（試案）」に対する見解等の観点からまとめたものではなく、専門委員会の議論に資するため事務局の責任においてとりまとめたものであり、参考とした主な論文等の具体的内容は当該論文等を参照していただく必要がある。

（代行制度の仕組み・意義について）

- ・ 基金は代行部分を含めて積立方式的にやっているもので、公的年金全体の積立水準の維持につながる。
- ・ 厚年基金を維持することは、国による一元的資産運用に対し分権的資産運用を提供することで、資産運用における政治リスクを排除する効果が期待できる。
- ・ 厚生年金本体と基金の財政は一体化が進み、基金は預かり金運用支払い代行組織の性格を強めており、代行制度存続の積極的な意義はなくなっている。
- ・ 中立化でかつてのような代行メリットはなくなり、企業会計基準上も債務認識されるので、新規設立の誘因は弱まっているが、既存厚年基金の継続の阻害要因ではないように思われる。
- ・ 年金の3本柱（公的年金、企業年金、個人年金）の考え方にはリスク分散があり、異なるものを組み合わせることにより安定するという考え方。厚年基金普及のために公的年金と企業年金を一本化（代行）するのは本末転倒。

（厚年基金を取り巻く環境変化との関係について）

- ・ 厚年基金は代行メリット等により一時は1,200万人が加入する企業年金の中核制度となったが、運用環境の悪化、会計基準変更により代行制度のリスクが認識されるようになった。
- ・ 運用環境の悪化により代行給付自体がリスクとなり、大企業の基金は代行返上をしたが、中小企業の基金（総合型）は代行返上が進まず、代行割れの状況に陥った。
- ・ 金融市場の変化（特に国内株式の低迷）に伴い、厚年基金制度は代行割れや高い特別掛金が少なからず生じる極めてリスクの高い制度に変わってしまった。
- ・ 労働力人口減少などは今後加速することが予想され、持続のためには相当な行政コストがかかることが見込まれる。

(その他)

- ・ 厚年基金制度の廃止は結果的に企業年金の世界から非正規の厚年被保険者を締め出すこととなる。総合型の中小零細企業は企業年金をやめるかもしれない。
- ・ DB、DCだけとなれば、大企業の退職金制度ということになり、企業年金制度全体の税制措置の必要性に疑念が生じる。
- ・ 強制的な廃止は、上乘せ部分の給付削減、支払保証との関係も整理が必要。
- ・ 代行割れ総額は1.1兆円。繊維、石油、運輸といった不況業種の代行割れが目立つ。単・連と違い、母体企業のガバナンス意識が希薄なことも財政悪化が放置された一因。
- ・ 総合型基金では、年金財政に関する知識が乏しく個別企業と加入員が十分な情報を得られず、危機意識も共有されていない。
- ・ 厚年基金は特定グループが自らの損得勘定で厚年本体から離脱し、私益（代行メリット）を追求するもの。

■参考とした主な論文等■

- ・ 厚年基金改革の視点（石田成則、2012年12月14日、日経新聞）
- ・ 急がれる確定拠出型年金の拡充－厚生年金基金制度改革の前提条件－（翁百合、日本総研 Research Focus 2012年 No2012-005）
- ・ A I J問題と厚生年金基金の将来（小野正昭、みずほ年金レポート2012年、No. 102）
- ・ 厚生年金基金制度の廃止は企業年金の立法基盤の危機（小野正昭、週刊社会保障2012年、No. 2695）
- ・ 厚年基金改革の視点（駒村康平、2012年12月13日、日経新聞）
- ・ 厚生年金基金制度の問題点と今後の方向（佐藤文友、週刊社会保障2012年、No. 2685）
- ・ 行き詰まる企業年金 A I J問題の教訓（高山憲之、2012年3月27日、日経新聞）
- ・ 企業年金制度の課題と将来（若杉敬明、週刊社会保障2012年、No. 2690）

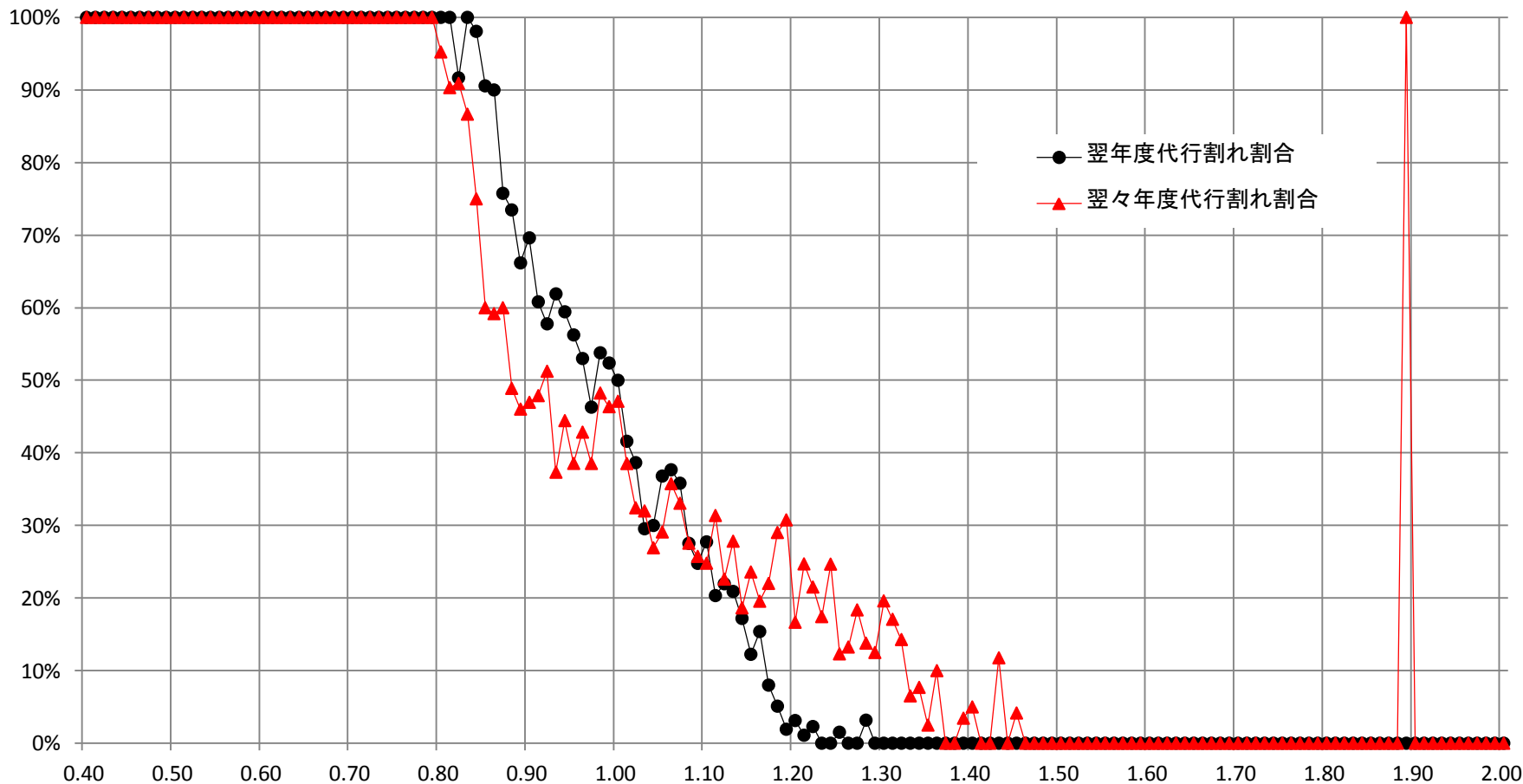
3. 代行割れのリスクに関する資料

代行割れを生じない積立水準 ①

- 過去10年程度の実績データによると、1年後に代行割れとなる基金を発生させないためには代行部分（最低責任準備金）に対して概ね1.3倍を超える程度の、2年後に代行割れとなる基金を発生させないためには概ね1.5倍を超える程度の積立が必要。

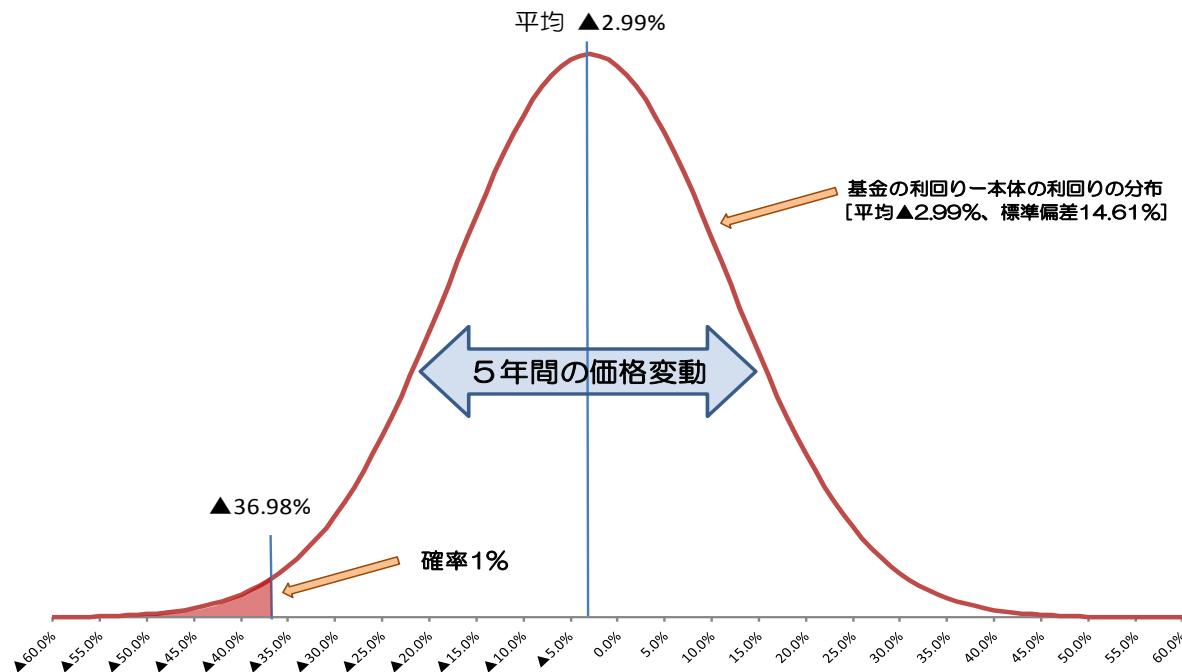
※ 図は、平成23年度末に存在する厚生年金基金（代行返上基金を除く562基金）の平成12～23年度決算データによる分析。横軸はある年度末における積立水準（対最低責任準備金）、縦軸は各積立水準にあった基金のうち翌年度末又は翌々年度末に代行割れとなった基金の割合。なお、代行割れかどうかを判定する最低責任準備金は精緻化後（0.875及び期ずれ見直し後）のもの。

＜ 翌年度及び翌々年度代行割れ割合（最低責任準備金精緻化後） ＞



代行割れを生じない積立水準 ②

- 過去10年間のTOPIX等のベンチマーク及び厚生年金基金と厚生年金本体の資産構成・ポートフォリオをもとに、向こう5年間の「基金の利回り（累積）－本体の利回り（累積）」の平均と標準偏差を計測すると、平均△2.99%程度、標準偏差（変動）14.61%程度と見込まれる。
- これは、1%の確率で、今後5年間で代行部分（最低責任準備金）に対する純資産の割合が約37%程度低下する可能性があることを示しており、今後5年間で99%の確率で代行割れとならないためには、現時点において、少なくとも代行部分の1.6倍程度 ($1 / (1 - 0.3698) = 1.59$) の純資産を保有している必要がある。
- なお、この分析は資産構成の違いによる運用リスクのみを評価したものであるが、他に、運用に関するデリバティブ取引リスク、上乘せ給付に係る長寿リスクや経営リスク（適切な掛金設定等）その他様々なリスクがあることに留意が必要。

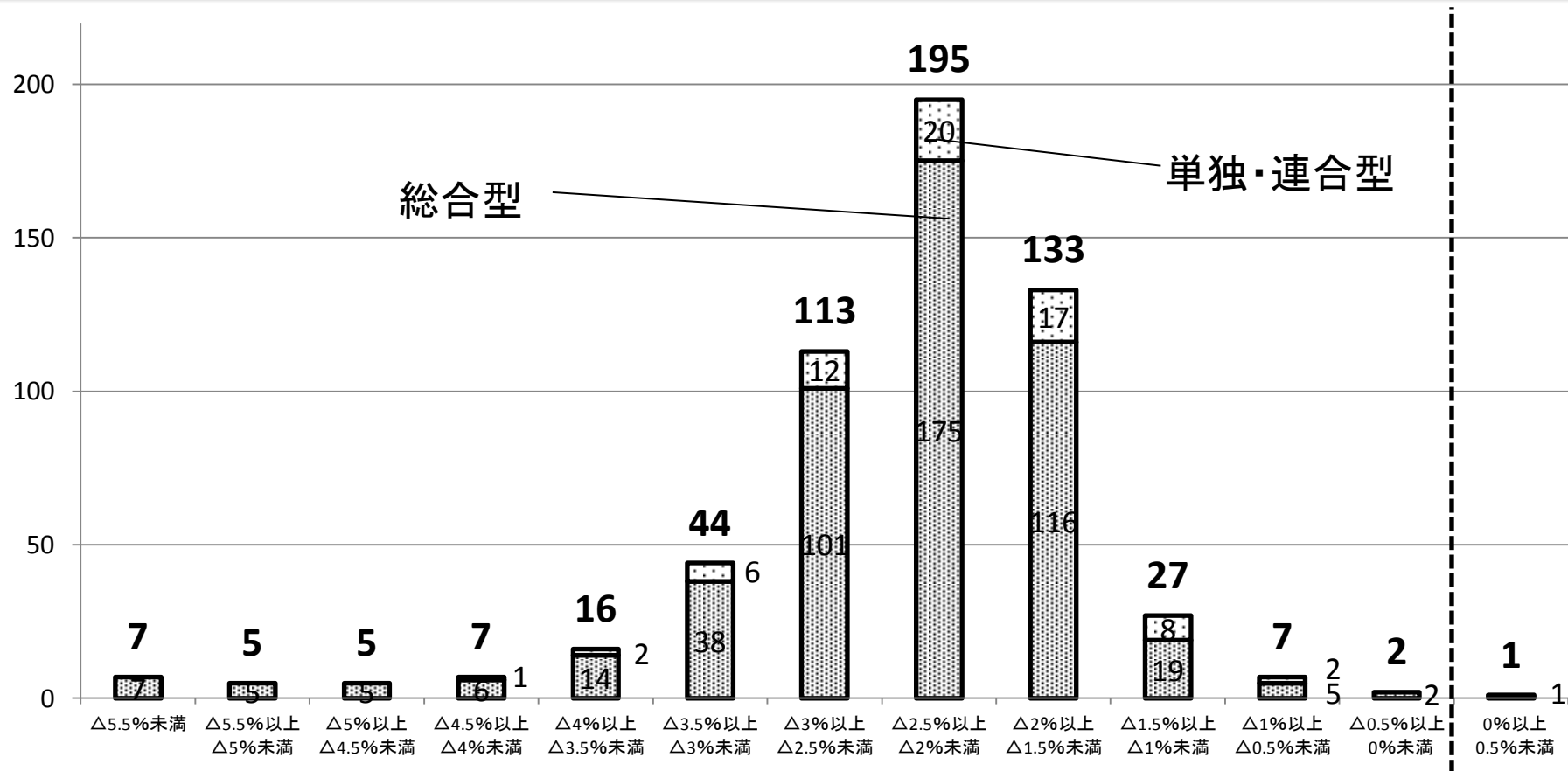


【試算の考え方等】

- 資産は、国内債券、国内株式、外国債券、外国株式、短期資産に分類。
- 厚生年金基金は平成10年以降の資産構成割合の平均、厚生年金本体はGPIFの資産構成割合を使用。
- 各資産の利回りの平均及び標準偏差については、過去10年間の各月のベンチマークの実績から、対5年前変化率を作成して計算。
- 利回りは、運用報酬控除後。（最近では、基金の運用報酬は0.3%程度、本体の運用報酬は0.02%となっている。）

(参考) 厚生年金基金と厚生年金本体との利回りの差 (実績)

- 平成11年10月～平成24年3月までの期間について、時間加重収益率（簡便法）により基金別の運用利回りの平均（年平均）を求め、同期間の厚生年金本体の運用利回り（1.84%（年平均））との差をみたもの。
- 平成11年10月～平成24年3月までの期間において、厚生年金本体の運用利回りを上回った基金は1基金であり、 $\Delta 2.5\%$ 以上 $\Delta 2\%$ 未満が最も多い。



※1 厚労省調べ

※2 平成11年10月～平成24年3月の562基金の時間収益率（簡便法）による運用利回りの単純平均は $\Delta 0.58\%$ （/年）であり、これから同期間の厚生年金本体の時間収益率（簡便法）による平均利回り（ 1.84% /年）を引くと、厚生年金基金と厚生年金本体との利回りの差の平均は $\Delta 2.43\%$ ということになる。なお、利回りはいずれも運用報酬控除後である。

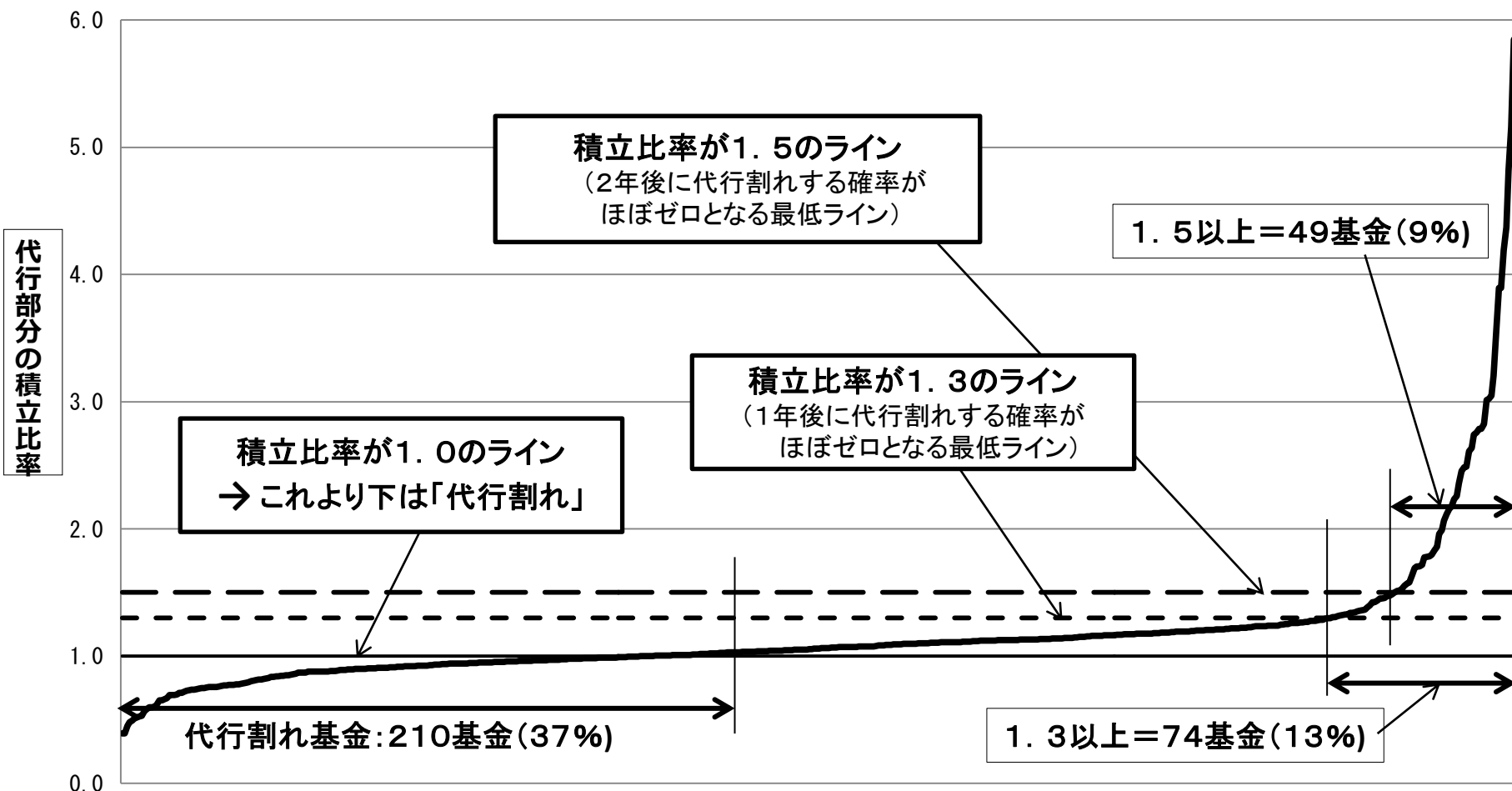
4. 厚生年金基金の積立状況（精緻化後）

※ ここでの精緻化後の最低責任準備金は、平成23年度末の基礎数値の精査を行い、また、政府負担金についても0.875の係数の見直しを行うことを仮定して推計したものであり、平成23年度末の精緻化後の代行割れ基金数等について、第1回の専門委員会に提出した資料の数値とは若干異なる数値となっていることに留意が必要。

厚生年金基金の積立状況① ～代行部分の積立比率（純資産／最低責任準備金）の状況～

※平成23年度末推計値、最低責任準備金精緻化後

- 代行割れしていない基金も、運用環境次第によっては代行割れになる可能性がある。
- 1～2年の運用環境の変化で代行割れになるリスクを抱えている基金は全体の9割程度となっている。

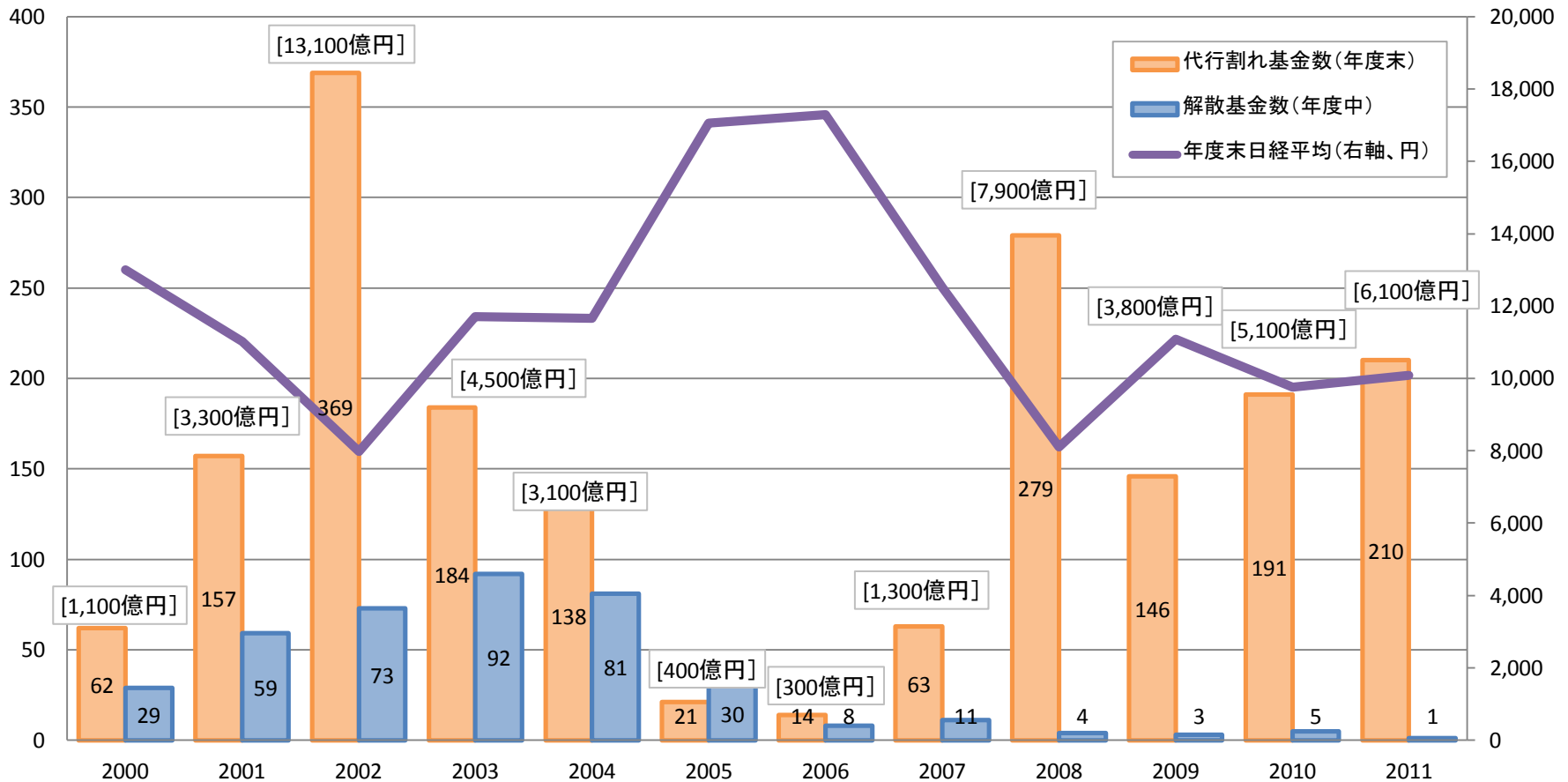


厚生年金基金（代行返上中の基金を除いた562基金）を積立水準の低い順に左から並置

厚生年金基金の積立状況② ～代行割れの状況の推移～

- 平成23年度末に存在する厚生年金基金（代行返上基金を除く562基金）についてみると、この10年ほど代行割れが常態化しており、最低責任準備金精緻化後でも代行割れ額は数千億円規模で推移。

代行割れ状況の推移



※1. []内は、代行割れ基金の代行割れ総額。代行割れ基金数及び代行割れ総額は、平成23年度末の562基金(代行返上基金除く)について集計したもの。
 ※2. 代行割れを見る際の最低責任準備金は、0.875及び期ずれを見直して精緻化したもの。

厚生年金基金の積立状況③ ～日経平均の予測値別にみた平成25年度末の推計値～

- 平成23年度末に存在する厚生年金基金（代行返上基金を除く562基金）について、平成25年度末時点の日経平均の予測値別に代行割れの状況を推計した場合、日経平均が12,000円程度でも180～190基金程度が代行割れで、代行割れ額は6,000億円程度となるものと見込まれる。

※1. 最低責任準備金は精緻化後

※2. ごく粗い試算であり数値は相当程度幅をもってみる必要がある。

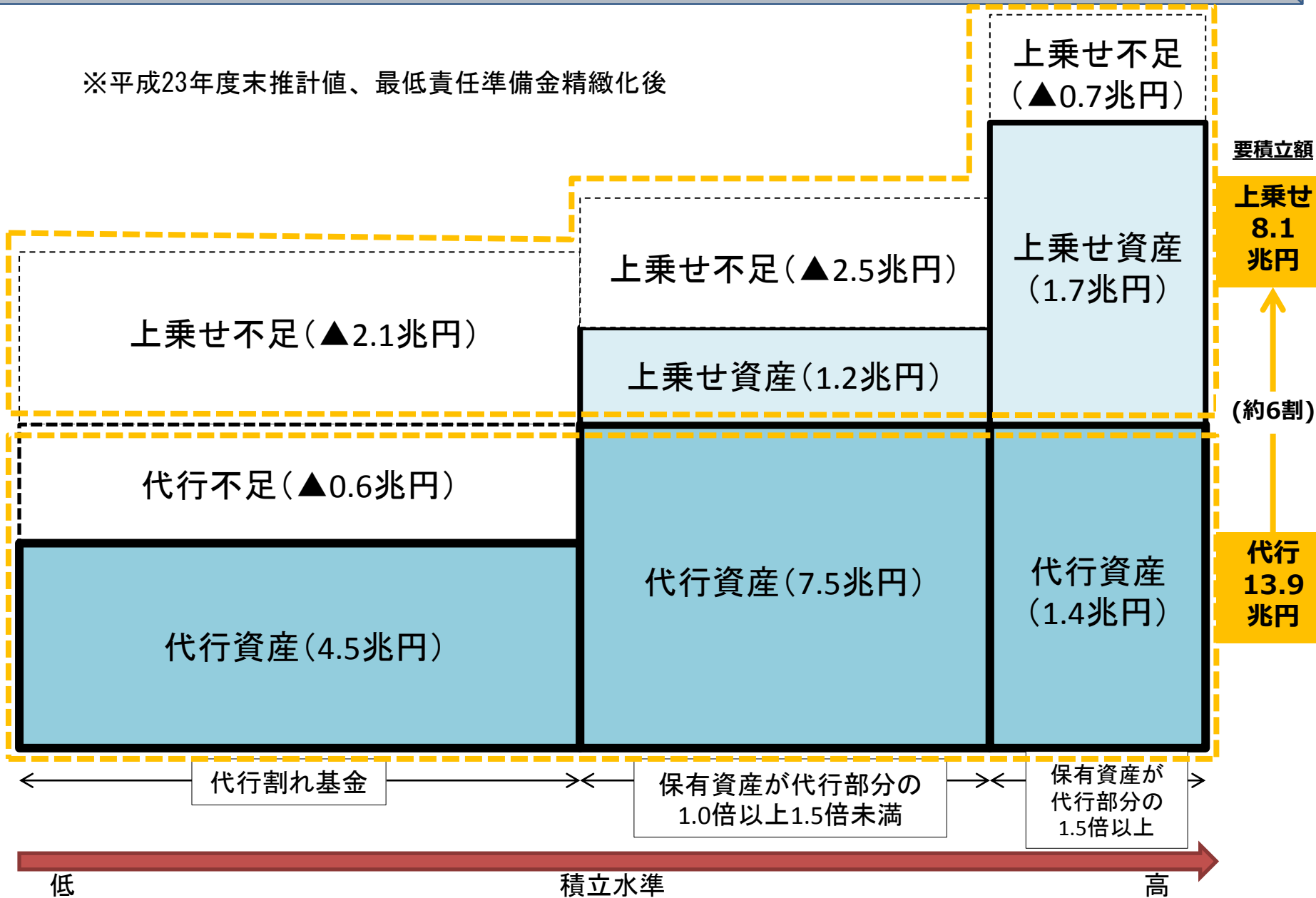
日経平均の予測値 (平成25年度末)	代行割れ基金数 (平成25年度末推計)	代行割れ額 (平成25年度末推計、億円)
12,000円	183 基金	6,100 億円
10,000円	236 基金	8,000 億円
8,000円	301 基金	10,800 億円

【推計方法等】

- 厚生年金基金の決算等をもとに、平成25年度末の日経平均が一定の値になった場合の各基金の純資産額や最低責任準備金（精緻化後）を複数回（過去10年程度の日経平均の変化率の平均・分散及び乱数を使用し、各日経平均値毎概ね300～600回程度となるよう）推計し平均した。
- 各厚生年金基金や厚生年金本体の運用利回りの見通しは、運用利回りと日経平均の変化率との相関が高いこと（平成16年以降でみて、基金については半数以上が相関係数0.97以上、9割以上が相関係数0.91以上、本体は0.955）を踏まえて、回帰式による推計値と回帰式からの乖離状況の推計値（乱数を使用）とを組み合わせ推計。
- 各厚生年金基金の最低責任準備金の見通しは、免除保険料収入や代行給付費等の最近の傾向等を踏まえて推計。

厚生年金基金の積立状況④ ～基金全体でみた積み立て状況～

※平成23年度末推計値、最低責任準備金精緻化後



5. 財政基準・財政状況に関する資料

厚生年金基金の財政① ～継続基準と非継続基準～

- 今後予定されている掛金収入も含めて給付債務と資産とがバランスしているかをみる「継続基準」の財政検証だけでは、十分な資産を保有しているとはいえない場合がある（下図）。
- このため、平成9年度に、過去の加入期間分の給付を行うために必要な資産を保有しているかどうかをみる、「非継続基準」の財政検証を導入。
- 基金は毎事業年度の末日に継続基準及び非継続基準両方の必要積立額を積み立てなければならないとされている。（厚生年金基金令第39条の2及び第39条の3）

今後の標準掛金収入（現価） ※今後の加入期間分の給付に充てる掛金	今後の加入期間分の給付債務
今後の特別掛金収入（現価） ※積立不足に充てる掛金	過去の加入期間分の給付債務（A）
実際に保有している資産（B）	最低責任準備金 ※厚生年金本体から預かった代行部分について保有しておくべき額。

○ 「継続基準」でみるとバランスしているように見えるが、過去の加入期間分の給付債務に見合う資産を保有していない。（健全とは言い難い場合がある。）

○ そこで、平成9年度に、「非継続基準」の財政検証を導入し、過去の加入期間分の給付債務（A）と、実際に保有している資産（B）とを比較。
 ○ 資産が不足している場合、より早期に積み増すルール。

※ 上記は概念図。実際には、継続基準は責任準備金（給付債務の合計－今後の掛金収入現価の合計）と純資産との比較。また、継続基準と非継続基準とでは給付債務計算上の利率の違い等があることに留意が必要。

厚生年金基金の財政② ～継続基準と非継続基準～

年度		H19	H20	H21	H22	H23
基金数		626	617	608	595	577
① 現在の資産で、これまでの加入期間分の代行が支払えるか [代行部分の資産を確保しているか]	○	465 (74%)	139 (23%)	366 (60%)	382 (64%)	290 (50%)
	×	161 (26%)	468 (76%)	242 (40%)	213 (36%)	287 (50%)
② 現在の資産で、これまでの加入期間分の代行＋3Fまで支払えるか [非継続基準]	○	44 (7%)	13 (2%)	29 (5%)	29 (5%)	16 (3%)
	×	582 (93%)	604 (98%)	579 (95%)	566 (95%)	561 (97%)
③ 現在の資産＋将来入ってくる掛金(予定)で、将来にわたり代行＋3Fが支払えるか [継続基準]	○	222 (35%)	14 (2%)	244 (40%)	150 (25%)	82 (14%)
	×	404 (65%)	613 (99%)	364 (60%)	445 (75%)	495 (86%)

※ 資産は純資産。財政運営の基準では、財政検証においては純資産と責任準備金等とを比較して、基準を満たしているかどうかを判断することとなっている。

(参考1) 確定給付企業年金の財政 ～継続基準と非継続基準～

年度		H19	H20	H21	H22	H23
基金数		565	574	589	634	610
① 現在の資産で、これまでの加入期間分の給付が支払えるか [非継続基準]	○	236 (42%)	126 (22%)	231 (39%)	257 (41%)	253 (41%)
	×	329 (58%)	448 (78%)	358 (61%)	377 (59%)	357 (59%)
② 現在の資産+将来入ってくる掛金(予定)で、将来にわたり給付が支払えるか [継続基準]	○	389 (69%)	81 (14%)	436 (74%)	385 (61%)	346 (57%)
	×	176 (31%)	493 (86%)	153 (26%)	249 (39%)	264 (43%)

※ 資産は純資産。財政運営の基準では、財政検証においては純資産と責任準備金等とを比較して、基準を満たしているかどうかを判断することとなっている。

(資料出所) 企業年金連合会「財政・事業運営実態調査」

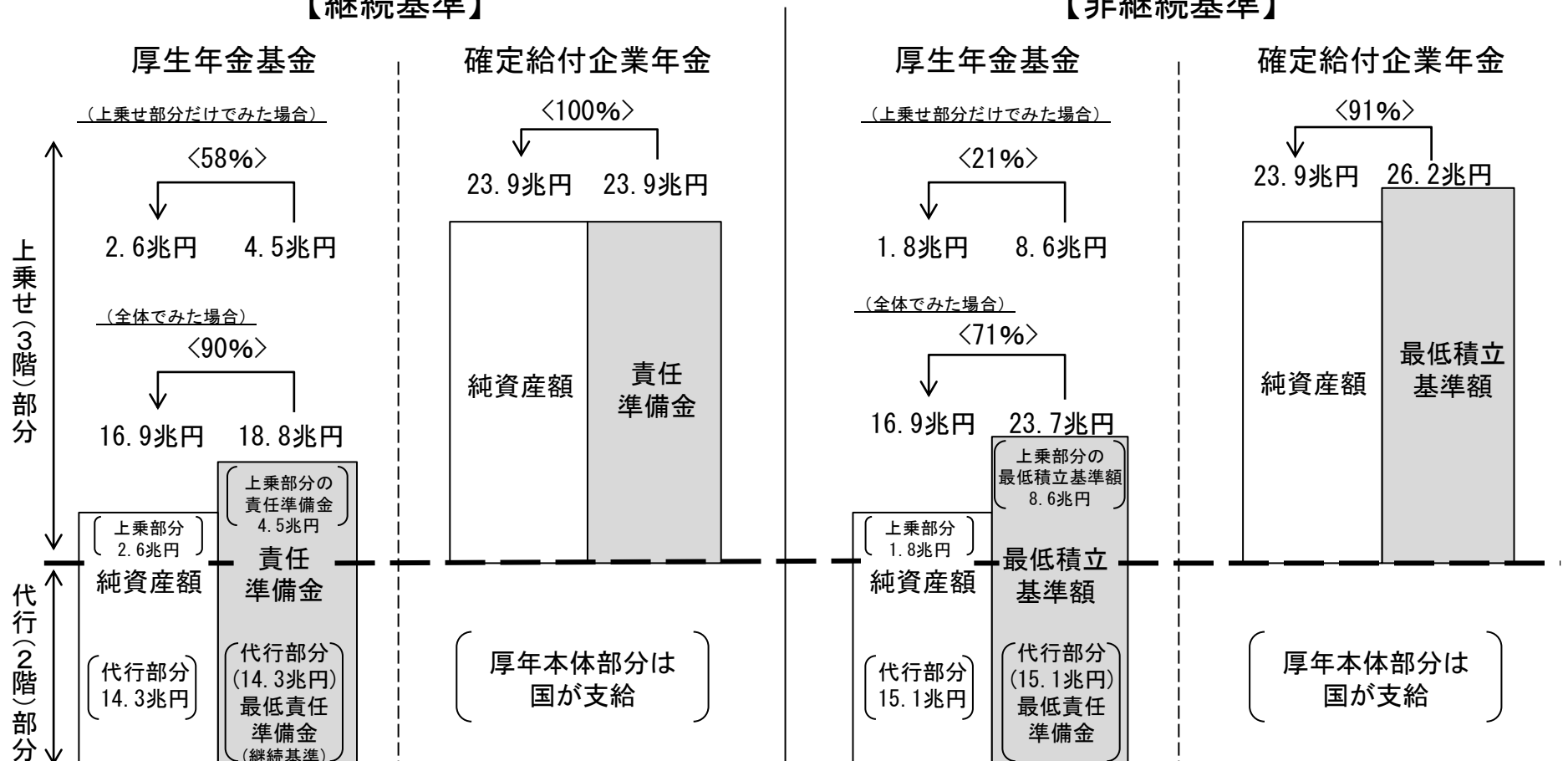
～ 企業年金連合会の会員のうち調査に回答のあった制度の調査時点の直近の決算数値に基づくもの

(参考2) 厚生年金基金及び確定給付企業年金の積立の状況 (概念図)

- 確定給付企業年金と比較すると、厚生年金基金の方が積立水準が低調。

【継続基準】

【非継続基準】



注1 厚生年金基金については平成23年度決算(厚生労働省調べ)、確定給付企業年金については、企業年金連合会の会員のうち調査に回答のあった589制度の平成23年7月調査時点の直近の決算数値についての集計(企業年金連合会『企業年金実態調査』)。

注2 純資産額=流動資産+固定資産-流動負債-支払備金

注3 責任準備金=数理債務-(特別掛金収入現価+特例掛金収入現価)

注4 継続基準における代行部分(最低責任準備金)は、期ずれの影響を除いたものを使用。

注5 継続基準の責任準備金の算出に当たっては、厚生年金基金の上乗部分では5.5%の予定利率を用いている基金が多く、確定給付企業年金では3%前後の予定利率を用いているものが多い。非継続基準の最低積立基準額の算出に当たっては、厚生年金基金も確定給付企業年金も、長期国債の利回りに基づく利率を用いている。

6. 上乗せ給付の受給権に関する資料

基金の上乗せ給付の受給権について ①

1. 現行法の考え方

○ 基金が解散した場合（解散命令による場合を含む）、現行法の下では、以下のとおり代行給付と上乗せ給付とでは、その保全の度合いが異なっている。

・代行給付

代行給付の水準は厚生年金保険法に規定（法第44条の2第1項）されており、基金の解散時においても必ず保全される。

・上乗せ給付

上乗せ給付の水準は各基金の規約で規定され、基金の解散時には、残余財産の範囲で受給者等に分配することとなっている。（法第146条、第147条第4項）

※現行法では基金の掛金は労使折半が原則で、上乗せ給付について事業主負担を増加させることができることとなっているが、実際には約9割の基金において上乗せ給付は全額事業主負担となっている。上乗せ給付について加入員負担がある場合であっても、現行法では解散時には残余財産の範囲での分配となる。

○ また、基金解散時には、代行部分の債務である最低責任準備金は、最終的には国に返還することが法律上義務づけられているため、積立不足が生じている基金においては、解散時には、代行部分の債権が上乗せ部分の債権に優先される。

→受給権保全の観点からは、**積立不足を的確に認識し、早期に解消する財政運営を行うことが重要**

2. 基金の積立義務と財政検証

○ 基金には、法令上、年金給付等積立金の積立義務が課されており、毎年度の決算において積立状況を検証する仕組みが設けられているが、従来は、基金の存続を前提とした「継続基準」による財政検証だけであった。（厚生年金基金令第39条の2）

○ 財政悪化による基金の解散が増加してきたことから、平成9年度から財政検証ルールを強化し、従来の「継続基準」に加え、基金の解散時における受給権保護を視野に入れた「非継続基準」による財政検証を導入した。（厚生年金基金令第39条の3）

基金の上乗せ給付の受給権について ②

(参考) 年金受給権の制約と合憲性の判断基準

- 既裁定の年金受給権については、公的年金はもとより、基金の上乗せ給付についても、憲法29条1項に規定する財産権に該当する。

- 財産権の制約に関する合憲性の判断基準は、昭和53年の最高裁判決により、
 - ① 当該財産権の性質
 - ② 当該財産権の内容変更の程度
 - ③ 当該財産権を変更することによって保護される公益の性質などを総合的に勘案して判断するという考え方が示されている。

※昭和53年7月12日最高裁大法廷判決（抜粋）

憲法29条1項は、「財産権は、これを侵してはならない。」と規定しているが、同条2項は、「財産権の内容は、公共の福祉に適合するやうに、法律でこれを定める。」と規定している。したがって、法律でいったん定められた財産権の内容を事後の法律で変更しても、それが公共の福祉に適合ようにされたものである限り、これをもって違憲の立法ということができないことは明らかである。そして、右の変更が公共の福祉に適合するやうにされたものであるかどうかは、いつたん定められた法律に基づく財産権の性質、その内容を変更する程度、及びこれを変更することによつて保護される公益の性質などを総合的に勘案し、その変更が当該財産権に対する合理的な制約として容認されるべきものであるかどうかによって、判断すべきである。

今回の試案における受給権に係る論点と考え方 ①

1. 特例解散の申請（清算型解散の指定）時点からの上乗せ給付の支給停止

- 基金が解散した場合（解散命令による場合を含む）は、前述のとおり、現行法の下では上乗せ給付は残余財産の範囲内での保全となるが、今回の試案では、特例解散の申請（清算型解散の指定）時点から、当該基金の受給者の上乗せ給付の支給を停止することとしている。

 - このような立法措置を行うこととした背景には、
 - ① 代行割れ基金においては、受給者の上乗せ給付を賄うための資産は保有しておらず、代行給付に充てるべき資産を使って、受給者に代行＋上乗せ給付を行っている状況にあること

 - ② このような基金が特例解散を申請するということは、「減額特例」や「分割納付特例」を使って解散することであり、これは厚生年金本体（基金非加入者を含む）にこれまでよりも財政リスクを負っていただくことになること

 - ③ 今回の試案では、この特例解散について分割納付における連帯債務を外すなど、さらに特例を拡大することを提案していること
- から、特例拡大についての厚生年金被保険者に理解をいただくため、また受給者自身にとっても自らの代行給付の財源となる代行資産を保全する必要があるため、新たに導入したものである。
- なお、仮に特例解散を申請した基金の事業主が不足分を一括納付して、通常解散することに切り替えた場合には、支給停止は解除することとしている。

今回の試案における受給権に係る論点と考え方 ②

2. 解散命令発動の法定化と代行制度の廃止

- 今回の試案では、施行日から5年経過後は、保有資産が最低責任準備金の一定倍を下回った場合には、代行資産を厚生年金本体に納付することとし（＝解散命令発動要件の法定化）、また、施行日から10年経過後は、残存している基金は代行資産を厚生年金本体の納付（＝代行制度の廃止）することとしている。

- このような立法措置を行うこととした背景には、代行割れ基金について、前述のように、特例解散における連帯債務外しなど、厚生年金本体（基金非加入者を含む）に、これまでよりも財政リスクを負っていただくことをお願いしつつ、解散をしやすくする措置をとるためには、今後代行割れが生じるリスクを低減し（＝解散命令発動の法定化）、解消する（＝代行制度の廃止）必要があると考えたからである。

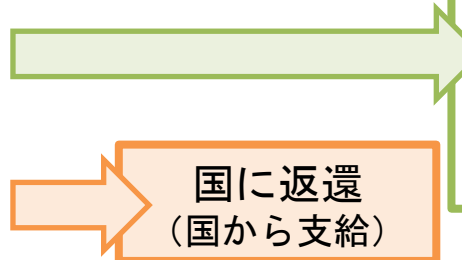
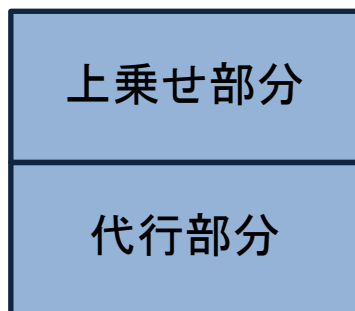
- 現行法の下では、前述のとおり、基金が解散した場合、代行給付は法律上保全されるが、上乗せ給付は、基金が保有している残余財産の範囲での保全となる。解散命令の発動や代行制度の廃止により解散となった場合でも、これまでの加入期間について上乗せ給付分も含め必要な資産を保有している基金の受給者については、受給権は保全される。

- 一方、現時点では上乗せ給付について積立不足が生じている基金についても、受給権保全のために必要な積立を行い、また、他の企業年金制度への移行を行う準備期間や移行支援措置を設けることとしており、移行促進のための施策については、先般のヒアリングにおける提案等も踏まえ、さらに追加を検討している。

(参考) 厚生年金基金の積立状況と移行・解散について (試案のイメージ)

※ いずれのケースでも、一度基金を清算して、加入者を対象に新たにDBやDCを始めることは可能。

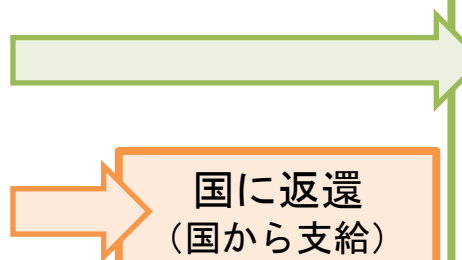
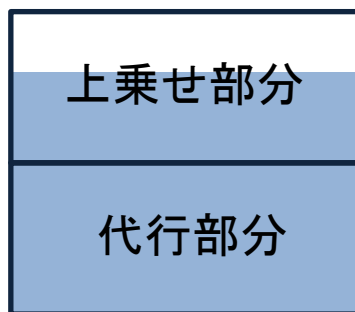
【①上乗せ部分まで十分な積立】



【選択肢】

- DBやDCに移行
→ 受給者等には従来通りの給付
- 解散して残余財産分配
→ 受給者等には十分な分配

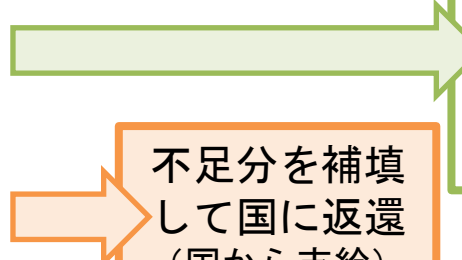
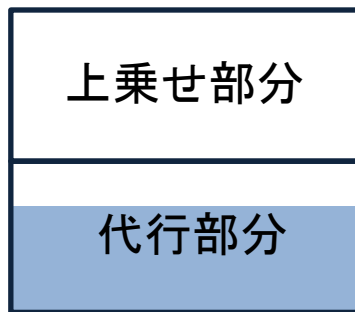
【②上乗せ部分の一部に積立不足】



【選択肢】

- DBやDCに移行
→ 受給者等には従来通りの給付
- ※ DB移行時の積立不足の長期償却を試案で提案
- ※ DCに移行する際には積立不足の解消 (積み増し又は労使合意で給付減額) が必要
- 解散して残余財産分配
→ 受給者等には十分な分配は困難

【③代行割れ】



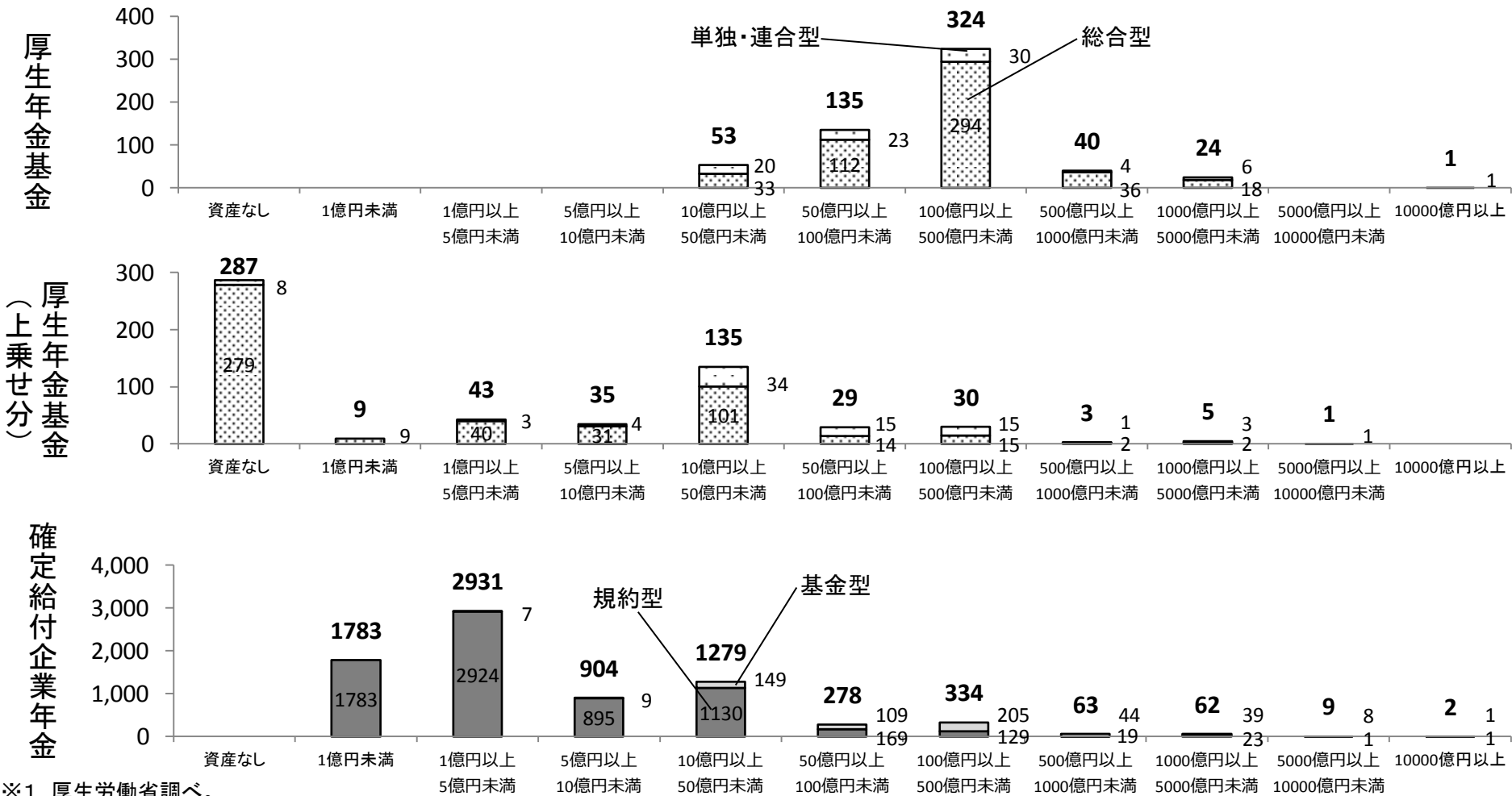
【選択肢】

- DBやDCに移行することは困難
- 解散時の残余財産が無いので受給者等に分配することはできない

7. 企業年金の資産規模に関する資料

厚生年金基金及び確定給付企業年金の資産規模① ～資産規模別の制度数～

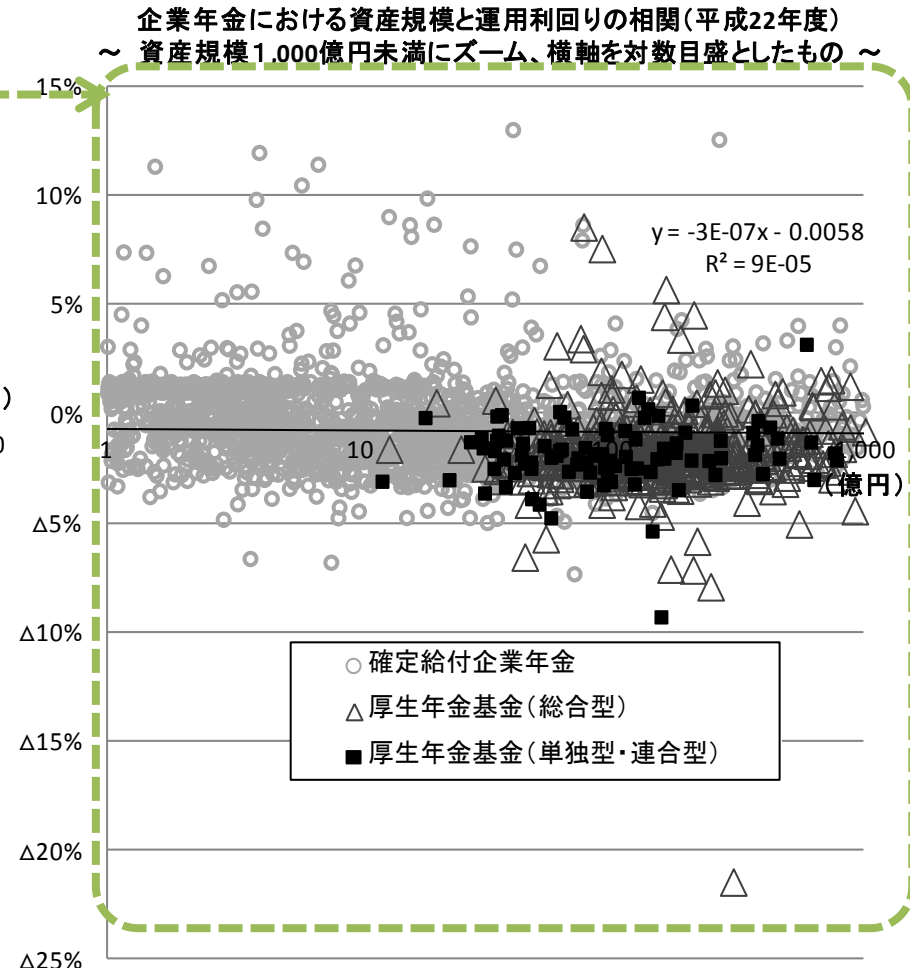
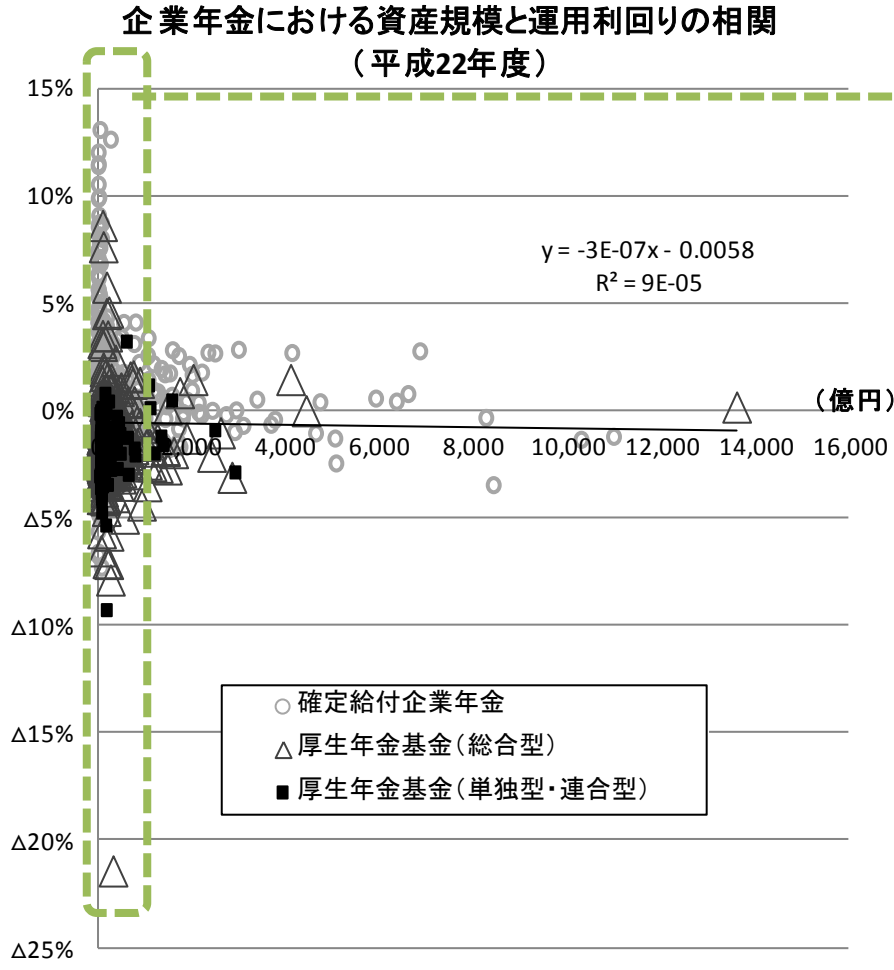
○ 厚生年金基金及び確定給付企業年金について資産規模別の状況を見ると、厚生年金基金の上乗せ分では、代行割れを除くと、10億円以上50億円未満が最も多く、確定給付企業年金では、50億円未満が全体の9割以上、5億円未満が全体の6割以上となっている。



※1 厚生労働省調べ。
 ※2 厚生年金基金は、平成23年度末に現存する577基金について平成23年度末決算に基づき集計。
 ※3 確定給付企業年金は、平成22年度中に行われた決算に基づき、資産額を把握することが可能であった7645制度について集計。
 ※4 厚生基金(上乗せ分)は、純資産額から最低責任準備金を控除したものを資産として集計したものであり、代行割れ基金は「資産なし」に計上。

厚生年金基金及び確定給付企業年金の資産規模② ～資産規模と運用利回り～

- 厚生年金基金及び確定給付企業年金の平成22年度決算データを使用して、企業年金の資産規模と運用利回りの関係をみたところ、全体的にみて、資産規模と運用利回りとの間には、相関はみられない。



- ※1. 平成22年度中に決算を行った厚生年金基金(単連100、総合495基金)及び確定給付企業年金について集計。
- ※2. 確定給付企業年金は、4～3月期を年度とするもので利回りを把握することが可能であった2287制度が対象。
- ※3. 回帰直線は、厚生年金基金及び確定給付企業年金全体に係るもの。

8. 小規模の企業年金に関する資料

中小企業における企業年金の実施状況

- 確定給付企業年金の規約型では、約3割が加入員規模100人未満。
- 確定拠出年金（企業型）では、約6割が従業員数99人以下の事業主。

加入者数規模別確定給付企業年金数

加入者数規模	計		基金型		規約型	
	30人未満	207	(3%)	0	(0%)	207
30人以上 100人未満	1,754	(23%)	0	(0%)	1754	(25%)
100人以上 300人未満	3,037	(40%)	1	(0%)	3036	(43%)
300人以上 1,000人未満	1,646	(22%)	116	(20%)	1530	(22%)
1,000人以上	978	(13%)	454	(80%)	524	(7%)
規模計	7,622	(100%)	571	(100%)	7,051	(100%)

実施事業主単位の従業員数別 確定拠出年金実施事業主数

実施事業主単位の従業員数	(件数)
99人以下	9,450 (56%)
100人～299人	3,924 (23%)
300人～999人	2,249 (13%)
1,000人以上	1,118 (7%)
計	16,741 (100%)

※1 厚生労働省調べ

※2 平成22年4月から平成23年3月までに決算を行って提出のあったものを基とした概算値である。

※ 厚生労働省調べ(平成24年9月末現在)